

国の重点支援地方交付金活用事業

裾野市省エネ家電買換え補助金

申込みの手引き

(令和8年度)

裾野市では、一般家庭におけるエネルギー費用負担の軽減や温室効果ガス排出量の削減を図るため、省エネ効果の高い家電に買い換える費用の一部を補助します。

◎この手引きは、補助金の交付を受けるための手続きの概要についてまとめたものですので、申請をする際の参考としてください。

【補助の内容】

現在ご使用中の家電製品を、より省エネ効果の高い同種の家電に買換える際の購入費の一部を補助するものです。

受付期間：令和8年10月6日（火）～11月30日（月）

補助金額：最大5万円 本体購入費用の3分の1

※本体購入費用には、工事費、運搬費、家電リサイクル料金、消費税等は含まれません。

※千円未満の端数は切り捨てます。

補助対象家電：市内の販売店で購入したエアコン又は冷蔵庫

※「省エネルギー基準達成率」が100%以上

※買換え前の家電は、家電リサイクル法に基づき適正に処分

詳細は次ページ以降をご覧ください。

【問い合わせ先】

裾野市環境市民部 生活環境課

〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地

電話：055-995-1816 FAX：055-992-4447

【問い合わせ時間】

8時30分～17時15分

※土曜・日曜日・祝日については、閉庁日のため受付及び問い合わせできません。ご了承ください。

裾野市省エネ家電買換え補助金 交付制度

1. 補助金について

(1) 補助対象者は、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 市内に住所を有する者であって、自らが居住する住宅の既存機器の買換えのため同種の省エネ家電を購入し、当該住宅に設置した方。
- ② 家電リサイクル法の規定に基づき買換え前の家電を適正に処分した方。
- ③ 市税などの滞納がないこと。
- ④ 暴力団員等でないこと。

(2) 補助対象となる家電

- ① 市内の販売店で購入したエアコン又は冷蔵庫で次の省エネ基準を満たすもの
エアコン…2027年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が
100パーセント以上であること。
冷蔵庫 …2021年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が
100パーセント以上であること。
- ② 既設機器と同種の省エネ家電に買い替えたものであること。
- ③ 住宅に設置するものであって事業の用に供するものでないこと。
- ④ 国、地方公共団体その他の団体による他の補助を受け購入するものでないこと。
- ⑤ 新品かつ未使用品であること（中古品は対象外）。
- ⑥ リース品又はレンタル品でないこと。
- ⑦ 製造メーカーによる製品保証があること。

(3) 補助の対象経費

対象経費は、補助対象となる省エネ家電の本体購入費の消費税を抜いた額です。

次の額は補助対象経費から除きます。

- ・買換え前の家電製品のリサイクル料金
- ・設置工事費、設置に必要な部品代
- ・運搬費

また、クーポン等の値引きがある場合は値引き後の金額を本体購入費とします。

(4) 補助金の交付金額

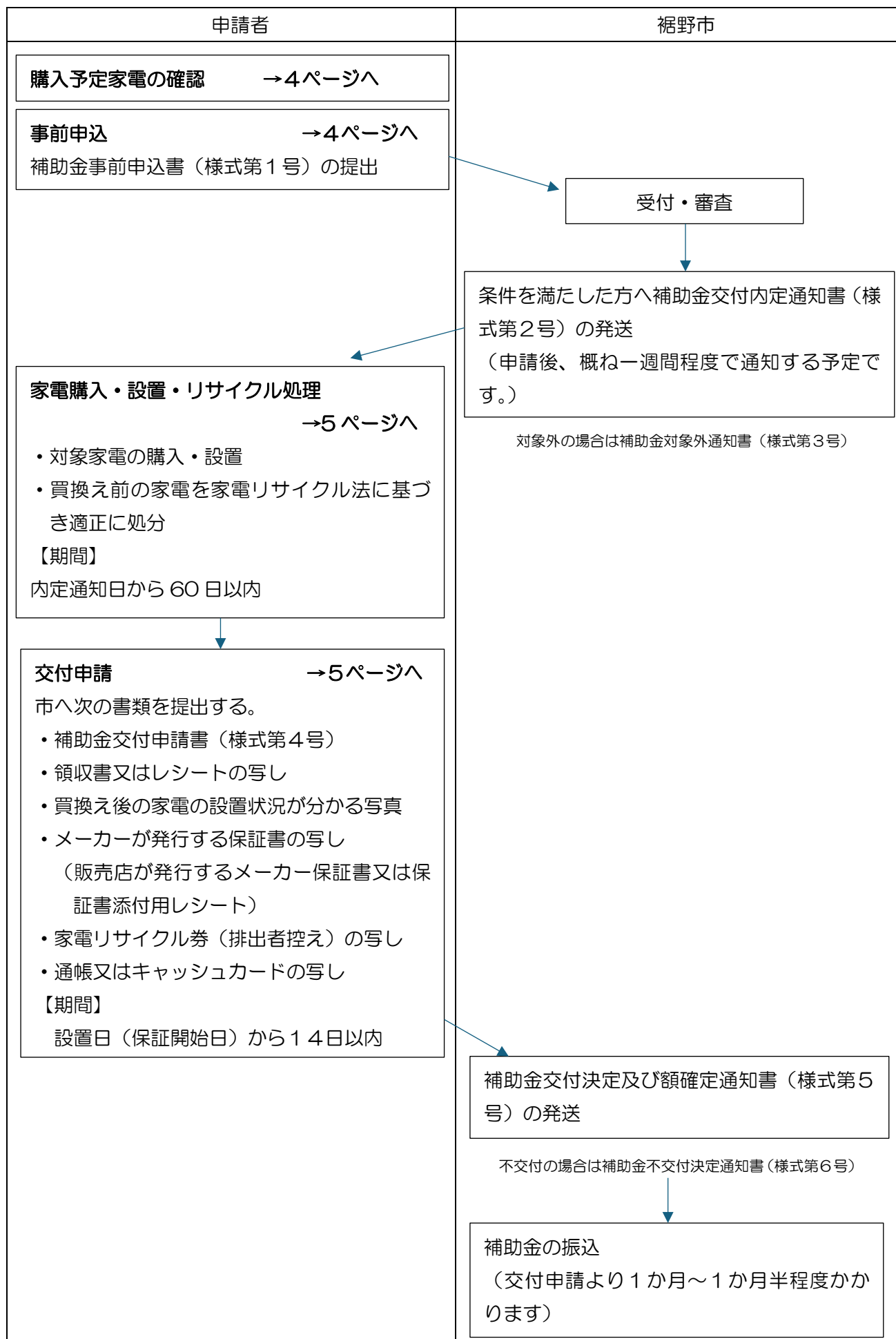
補助額は補助対象経費の3分の1（1,000円未満切り捨て）です。

補助上限額は5万円となります。

(5) 補助金申請の制限・条件等

- ① 補助金の申請は、1世帯当たり、エアコン・冷蔵庫どちらか1機種・1回限りです。
- ② 国や県、他自治体の補助制度の併用はできません。
- ③ 本補助事業により取得した省エネ家電については、補助金の交付を決定した日から起算して6年以内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。

2. 手続きの流れ



3. 購入予定家電の確認

販売店等で、購入予定家電の家電情報（メーカー・機種型番、省エネ基準達成率）、販売価格（税抜き）を確認してください。

★省エネ基準達成率の確認方法（例：エアコンの場合）



省エネ基準達成率は省エネ型製品情報サイトでも確認できます。→



4. 事前申込

(1) 事前申込受付期間

令和8年10月6日（火）から令和8年11月30日（月）まで（先着順）

ただし、申請額が予算の総額を超えた場合は、受付を終了する場合がありますので予めご了承ください。

なお、期間内に予算額に達した場合は、達した日に到着したものについて抽選を行い、交付内定者を決定します。

(2) 提出書類

「事前申込書」へ販売店等で確認した購入予定家電について、機種型番、省エネ基準達成率、購入予定金額（税抜きの販売価格）等を記入してください。

※様式は市公式ウェブサイトよりダウンロードいただくか、生活環境課窓口よりお受け取りください。ウェブサイトからオンラインでの提出も可能です。

※見積書等の添付は不要です。

(3) 申込方法

① 事前申込書を受付窓口に提出

受付窓口：10月6日（火）、7日（水）

受付時間 9:00～17:00

本庁舎地下会議室

10月8日（木）～11月30日（月）

受付時間 8:30～17:15

本庁舎1F 生活環境課

② 事前申込書を郵送にて提出

郵送先：〒410-1192

裾野市佐野 1059 番地 裾野市環境市民部生活環境課

③ 事前申込書をオンラインにて提出

受付期間：10月6日（火）0:00～11月30日（月）17:15

Logo フォームより提出

事前申込の内容を審査し、要件を満たしている方へ内定通知書を郵送します。

5. 家電購入・設置・リサイクル処理

内定通知書受理後に実施してください。

(1) 対象家電製品を購入・設置

事前申込のときに記入した製品から変更がある場合は、省エネ基準達成率が100%以上の製品であるか確認してください。事前申込書に記入した購入予定金額から、セール期間終了や機種変更に伴い実際の購入金額が上回った場合でも、交付内定通知書に記載する「補助限度額」以内の補助金交付となります。

(2) 買換え前の家電を家電リサイクル法に基づき適正に処分

下取りや売り払い、譲渡した場合は補助金交付の対象外となりますのでご注意ください。

(3) 購入・設置・リサイクル処理期限 内定通知書に記載の通知日から60日以内

6. 交付申請

(1) 提出書類

内定通知書に同封された「補助金交付申請書」に必要な事項を記入し、必要書類を添えて市役所生活環境課へ提出してください。

◆ 添付書類

① 次に掲げる事項が全て記載されている領収書又はレシートの写し

- ・ 購入日
- ・ 購入した店舗名及び所在
- ・ 購入した省エネ家電製品名及び機種型番
- ・ 省エネ家電製品の本体購入費、購入額明細

② 買換え後の家電の設置状況が分かる写真

③ メーカーが発行する保証書の写し

(販売店が発行するメーカー保証書又は保証書添付用レシートがある場合は併せて写しを提出してください。)

④ 買換え前の家電をリサイクル処理したことが分かる家電リサイクル券(排出者控え)の写し

⑤ 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し

【注意事項】

交付申請書(添付書類含む)の名義は事前申込者と同一人である必要があります。

(2) 提出期限

補助対象家電の設置日から14日以内

(3) 提出方法

① 受付窓口にて提出 窓口：本庁舎1F 生活環境課

② 郵送にて提出

郵送先：〒410-1192

裾野市佐野1059番地 裾野市環境市民部生活環境課

提出された書類に不備がなければ、交付決定通知を送付し、補助金の振込を行います。交付申請から振込までは1か月～1か月半程度かかります。